

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 政 局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

北海道知事 鈴 木 直 道

北海道規則第27号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表総合政策部の項中「航空局」を「航空港湾局」に改め、同表環境生活部の項中「環境局」を「環境保全局 自然環境局」に改め、同条第3項の表森林環境局の項を次のように改める。

水 産 局	全国豊かな海づくり大会推進室
-------	----------------

第6条第2項の表教育・法人局の項中「法人団体課 大学法人課」を「法人団体課」に改め、同表航空局の項中「航空局」を「航空港湾局」に改め、同表環境局の項中「環境局」を「環境保全局」に、「循環型社会推進課 自然環境課」を「循環型社会推進課」に改め、同項の次に次のように加える。

自 然 環 境 局	自然環境課 野生動物対策課
-----------	---------------

第6条第3項の表国際課の項の次に次のように加える。

科 学 技 術 振 興 課	産学官連携室
---------------	--------

第6条第3項の表環境政策課の項の次に次のように加える。

野 生 動 物 対 策 課	ヒグマ対策室
---------------	--------

第7条第2項の総合政策部航空局の事項中「総合政策部航空局」を「総合政策部航空港湾局」に改め、「及び航空」の次に「並びに港湾行政」を、「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の環境生活部環境局の事項中「環境生活部環境局」を「環

境生活部環境保全局」に改め、同事項第3号を削り、同事項の次に次の1事項を加える。

環境生活部自然環境局

- (1) 自然環境の保全等に関すること。
- (2) 野生動物対策の推進に関すること。

第7条第2項の保健福祉部健康安全局の事項第6号中「保健所」を「衛生研究所及び保健所」に改め、同項の保健福祉部感染症対策局の事項を次のように改める。

保健福祉部感染症対策局

感染症の予防及び医療に関すること。

第7条第2項の経済部食関連産業局の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項の水産林務部森林環境局全国育樹祭推進室の事項を次のように改める。

水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室

第42回全国豊かな海づくり大会に関すること。

第8条の5の法人団体課の事項に次の2号を加える。

- (9) 北海道公立大学法人札幌医科大学の運営の推進管理に関すること。
- (10) 地方独立行政法人に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第8条の5の大学法人課の事項を削る。

第9条の5に次の1項を加える。

2 産学官連携室の分掌事務は、前項の科学技術振興課の分掌事務のうち第3号に掲げる事務とする。

第9条の8の交通企画課の事項第6号及び第7号を削る。

第9条の9（見出しを含む。）中「総合政策部航空局」を「総合政策部航空港湾局」に改め、同条の航空課の事項に次の2号を加える。

- (4) 港湾行政に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 苫小牧港管理組合及び石狩湾新港管理組合との連絡に関すること。

第10条の2第1項（見出しを含む。）中「環境生活部環境局」を「環境生活部環境保全局」に改め、同項の自然環境課の事項を削る。

第10条の3を第10条の4とし、第10条の2の次に次の1条を加える。

（環境生活部自然環境局の課）

第10条の3 環境生活部自然環境局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

自然環境課

- (1) 自然環境の保全等に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 生物の多様性の保全等に関すること。
- (3) 希少野生動植物の保護に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 飼養動物の愛護及び管理に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(5) 自然公園、自然環境保全地域等に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(6) 知床世界自然遺産に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

野生動物対策課

(1) 野生鳥獣の保護及び管理に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(2) 外来種対策に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(3) エゾシカの生息状況及び捕獲に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(4) エゾシカの有効活用に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

(5) ヒグマ対策に関すること。

2 ヒグマ対策室の分掌事務は、前項の野生動物対策課の分掌事務のうち第5号に掲げる事務とする。

第11条第1項の道民生活課の事項第8号中「調整」を「総合調整並びに推進」に改め、同事項中第9号から第11号までを削り、同事項第12号中「総合的な」を削り、「調整」を「総合調整並びに推進」に改め、「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同号を同事項第9号とし、同事項中第13号及び第14号を削り、第15号を第10号とし、第16号から第21号までを5号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第15号から第21号」を「第10号から第16号」に改める。

第12条の3の地域保健課の事項第8号中「保健所」を「衛生研究所及び保健所」に改め、同事項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 感染症及び食品等検査に係る業務管理体制に関すること。

第12条の3の食品衛生課の事項第1号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加える。

第12条の4の感染症対策課の事項第4号を削る。

第13条の3の食産業振興課の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条の4の農村整備課の事項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 営農飲雑用水施設整備事業の実施に関すること。

第25条の2第1項中「北方領土対策本部
東京オリンピック連携局」を「北方領土対策本部」に改める。

第29条の表中「教育・法人局大学法人課」を「教育・法人局法人団体課」に、「環境局環境政策課」を「環境保全局環境政策課」に、「環境局循環型社会推進課」を「環境保全局循環型社会推進課」に、「准看護師試験委員」を「北海道准看護師試験委員」に改める。

第39条第1項ただし書中「森林室の事項第4号から第9号」を「森林室の事項第1号及び第4号から第9号」に、「上川総合振興局、留萌振興局、オホーツク総合振興局、十勝総

合振興局及び釧路総合振興局」を「（東部森林室を除く。）、上川総合振興局（南部森林室を除く。）、留萌振興局及びオホーツク総合振興局（東部森林室を除く。）」に改め、「及び第10号に掲げる事務を」の次に「、渡島総合振興局東部森林室、上川総合振興局南部森林室及びオホーツク総合振興局東部森林室並びに十勝総合振興局及び釧路総合振興局の森林室にあっては森林室の事項第1号、第9号及び第10号に掲げる事務を」を加える。

第40条の3ただし書中「にあっては、」を「にあっては石狩振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局及び釧路総合振興局に、同事項第7号に掲げる事務にあっては」に改め、同条の林務課の事項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 木育を通じた協働の森林づくりの推進に関すること。

第40条の5第4項の表後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所の事項の次に次のように加える。

胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。
	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関することに限る。）。
	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。
	胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。
胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港及び海岸に関するものを除く。）。

第40条の5第4項の表渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所の事項を次のように改める。

渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（道路に関するものを除く。）。
	渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。

第40条の5第4項の表宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課の事項を次のように改める。

宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課	宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港に関するものを除く。）。
----------------------	--

	宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。
	宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。

第101条の表北海道立網走高等看護学院の項を削る。

別表第9の環境生活部の項を次のように改める。

環境生活部	ゼロカーボン推進監	上司の命を受け、脱炭素化及び気候変動対策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	アイヌ政策監	上司の命を受け、アイヌ政策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の課及び課の室の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁の室、課及び課の室の相当の職員となるものとする。

総務部教育・法人局大学法人課	総務部教育・法人局法人団体課
総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課（産学官連携に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課産学官連携室
総合政策部交通政策局交通企画課（港湾に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部航空港湾局航空課
総合政策部航空局航空課	総合政策部航空港湾局航空課
環境生活部環境局環境政策課（水道広域化推進室の職員である者を除く。）	環境生活部環境保全局環境政策課
環境生活部環境局環境政策課水道広域化推進室	環境生活部環境保全局環境政策課水道広域化推進室
環境生活部環境局循環型社会推進課	環境生活部環境保全局循環型社会推進課
環境生活部環境局自然環境課（野生鳥獣対策に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	環境生活部自然環境局自然環境課
環境生活部環境局自然環境課（野生鳥獣対策（ヒグマ対策を除く。）に関する事	環境生活部自然環境局野生動物対策課

務を処理すべきこととされている者に限る。）	
環境生活部環境局自然環境課（ヒグマ対策に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部自然環境局野生動物対策課ヒグマ対策室
水産林務部水産局水産振興課（第42回全国豊かな海づくり大会に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室

- 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、施行日後も引き続き同表の当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総合政策部交通政策局交通企画課物流担当課長	総合政策部交通政策局交通企画課物流企画担当課長
総合政策部航空局航空課長	総合政策部航空港湾局航空課長
総合政策部航空局航空課空港戦略担当課長	総合政策部航空港湾局航空課空港戦略担当課長
総合政策部航空局航空課国際観光推進担当課長	総合政策部航空港湾局航空課国際観光推進担当課長
総合政策部航空局航空課新千歳空港周辺対策担当課長	総合政策部航空港湾局航空課新千歳空港周辺対策担当課長
環境生活部環境局環境政策課長	環境生活部環境保全局環境政策課長
環境生活部環境局環境政策課水道担当課長	環境生活部環境保全局環境政策課水道担当課長
環境生活部環境局環境政策課水道広域化推進室長	環境生活部環境保全局環境政策課水道広域化推進室長
環境生活部環境局循環型社会推進課長	環境生活部環境保全局循環型社会推進課長
環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全担当課長	環境生活部環境保全局循環型社会推進課水・大気環境担当課長
環境生活部環境局自然環境課長	環境生活部自然環境局自然環境課長
環境生活部環境局自然環境課自然公園担当課長	環境生活部自然環境局自然環境課自然公園担当課長
環境生活部環境局自然環境課エゾシカ担当課長	環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ担当課長
保健福祉部感染症対策局感染症対策課感染症予防対策担当課長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課予防接種担当課長
経済部経済企画局経済企画課事業支援担当課長	経済部経済企画局経済企画課参事
経済部経済企画局経済企画課企画調整担当課長	経済部経済企画局経済企画課参事

経済部経済企画局経済企画課企業活動支援担当課長	経済部経済企画局経済企画課参事	総務部総務課庁舎保全係長	総務部総務課主査
水産林務部水産局水産振興課海づくり大会担当課長	水産林務部水産局全国豊かな海づくり大会推進室参事	総務部総務課庁舎維持係長	総務部総務課主査
総務部行政局文書課課長補佐（不服審査に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部行政局文書課主幹	総務部行政局文書課不服審査係長	総務部行政局文書課主査
総務部人事局人事課課長補佐（職員研修に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総務部人事局人事課主幹	総務部人事局人事課人材育成係長	総務部人事局人事課主査
総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課課長補佐（産学官連携に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課産学官連携室主幹	総務部危機対策局危機対策課災害応急対策係長	総務部危機対策局危機対策課災害対策係長
総合政策部地域創生局地域戦略課課長補佐（地域調整に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部地域創生局地域戦略課主幹	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課デジタル化推進係長	総合政策部次世代社会戦略局情報政策課ＩＣＴ活用係長
環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課主幹（総括に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課課長補佐	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課産学官連携係長	総合政策部次世代社会戦略局科学技術振興課産学官連携室主査
保健福祉部感染症対策局感染症対策課主幹（地域支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	保健福祉部感染症対策局感染症対策課課長補佐	総合政策部地域創生局地域戦略課地域調整係長	総合政策部地域創生局地域戦略課主査
経済部観光局観光振興課課長補佐（観光企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部観光局観光振興課主幹	総合政策部地域行政局市町村課再生支援係長	総合政策部地域行政局市町村課主査
経済部労働政策局産業人材課課長補佐（訓練開発に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	経済部労働政策局産業人材課主幹	総合政策部航空局航空課国内航空係長	総合政策部航空港湾局航空課航空ネットワーク係長
建設部建築局建築整備課課長補佐（北海道公立大学法人札幌医科大学の施設整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建築局建築整備課主幹	環境生活部環境局環境政策課企画調整係長	環境生活部環境保全局環境政策課企画調整係長
建設部建築局建築整備課課長補佐（赤れんが庁舎の施設整備に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	建設部建築局建築整備課主幹	環境生活部環境局環境政策課環境影響審査係長	環境生活部環境保全局環境政策課環境影響審査係長
出納局総務課課長補佐（入札管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	出納局総務課主幹	環境生活部環境局環境政策課水道整備係長	環境生活部環境保全局環境政策課水道整備係長
総務部総務課庁中管理係長	総務部総務課庁舎管理係長	環境生活部環境局環境政策課水道計画係長	環境生活部環境保全局環境政策課水道計画係長
		環境生活部環境局循環型社会推進課企画調整係長	環境生活部環境保全局循環型社会推進課企画調整係長
		環境生活部環境局循環型社会推進課一般廃棄物係長	環境生活部環境保全局循環型社会推進課一般廃棄物係長
		環境生活部環境局循環型社会推進課産業廃棄物係長	環境生活部環境保全局循環型社会推進課産業廃棄物係長
		環境生活部環境局循環型社会推進課大気環境係長	環境生活部環境保全局循環型社会推進課大気環境係長
		環境生活部環境局循環型社会推進課水環境係長	環境生活部環境保全局循環型社会推進課水環境係長
		環境生活部環境局自然環境課企画調整係長	環境生活部自然環境局自然環境課企画調整係長
		環境生活部環境局自然環境課公園保全係長	環境生活部自然環境局自然環境課公園保全係長
		環境生活部環境局自然環境課公園利用係	環境生活部自然環境局自然環境課公園利

長	用係長	務を処理すべきこととされている者に限る。)	
環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係長	環境生活部自然環境局野生動物対策課野生鳥獣係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課主査(河川管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課河川管理係長
環境生活部環境局自然環境課エゾシカ対策係長	環境生活部自然環境局野生動物対策課エゾシカ対策係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室維持管理課道路管理係長
保健福祉部感染症対策局感染症対策課体制整備係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課市町村支援係長	日高振興局産業振興部林務課森林保全係長	日高振興局産業振興部林務課主査
保健福祉部感染症対策局感染症対策課療養体制係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課宿泊療養係長	渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課主査(河川管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課河川管理係長
保健福祉部感染症対策局感染症対策課地域支援係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課疫学調査係長	渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室維持管理課道路管理係長
保健福祉部感染症対策局感染症対策課検査体制係長	保健福祉部感染症対策局感染症対策課主査	檜山振興局保健環境部社会福祉課保護第一係長	檜山振興局保健環境部社会福祉課保護係長
経済部食関連産業局食産業振興課食品研究係長	経済部食関連産業局食産業振興課主査	上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課主査(河川管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課河川管理係長
経済部観光局観光振興課民泊係長	経済部観光局観光振興課主査	上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室維持管理課道路管理係長
経済部産業振興局産業振興課IT産業係長	経済部産業振興局産業振興課成長産業係長	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課主査(入札に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課入札係長
経済部労働政策局産業人材課訓練開発係長	経済部労働政策局産業人材課主査	留萌振興局留萌建設管理部用地管理室維持管理課主査(河川管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局留萌建設管理部用地管理室維持管理課河川管理係長
建設部建築局建築整備課匠大整備係長	建設部建築局建築整備課主査	留萌振興局留萌建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	留萌振興局留萌建設管理部用地管理室維持管理課道路管理係長
建設部建築局建築整備課赤れんが整備係長	建設部建築局建築整備課主査		
出納局総務課入札管理係長	出納局総務課主査		
空知総合振興局産業振興部林務課森林保全係長	空知総合振興局産業振興部林務課主査		
空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課主査(河川管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課河川管理係長		
空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室維持管理課道路管理係長		
後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課主査(河川管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課河川管理係長		
後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課主査(道路管理に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。)	後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課道路管理係長		

宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政 室入札契約課主査（入札に関する事務を 処理すべきこととされている者に限 る。）	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政 室入札契約課入札係長	
宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理 室維持管理課主査（河川管理に関する事 務を処理すべきこととされている者に限 る。）	宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理 室維持管理課河川管理係長	
宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理 室維持管理課主査（道路管理に関する事 務を処理すべきこととされている者に限 る。）	宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理 室維持管理課道路管理係長	
宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張 所主査	宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張 所施設保全室主査	
オホーツク総合振興局保健環境部社会福 祉課保護第一係長	オホーツク総合振興局保健環境部社会福 祉課保護係長	
オホーツク総合振興局網走建設管理部用 地管理室維持管理課主査（河川管理に関 する事務を処理すべきこととされている 者に限る。）	オホーツク総合振興局網走建設管理部用 地管理室維持管理課河川管理係長	
オホーツク総合振興局網走建設管理部用 地管理室維持管理課主査（道路管理に関 する事務を処理すべきこととされている 者に限る。）	オホーツク総合振興局網走建設管理部用 地管理室維持管理課道路管理係長	
十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理 室維持管理課主査（河川管理に関する事 務を処理すべきこととされている者に限 る。）	十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理 室維持管理課河川管理係長	
十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理 室維持管理課主査（道路管理に関する事 務を処理すべきこととされている者に限 る。）	十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理 室維持管理課道路管理係長	
釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理 室維持管理課主査（河川管理に関する事 務を処理すべきこととされている者に限 る。）	釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理 室維持管理課河川管理係長	
釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理 室維持管理課主査（道路管理に関する事 務を処理すべきこととされている者に限 る。）	釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理 室維持管理課道路管理係長	